

都内社会福祉法人の情報公開の状況（令和6年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「13.透明性の確保に向けた取組状況」の「(1)積極的な情報公開への取組」から、「①任意事項の公表の有無」を集計しました。
- 平成29年4月より、社会福祉法人は、事業運営の透明性を確保するため、定款、計算書類（決算書）、現況報告書、役員等名簿、報酬等の支給の基準（役員報酬規程）及び社会福祉充実計画（計画を作成した場合）をインターネットにより公表することが義務付けられました。
- 下表の書類を公表することは法律上の義務ではありませんが、例えば、苦情処理結果（個人情報に関するものを除く。）の公表は、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものとされています。

	法人数	㊦事業報告		㊧財産目録		㊨事業計画書		㊩第三者評価結果		㊪苦情処理結果		㊫監事監査結果		㊬附属明細書	
		公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表
全法人	1,054	903	151	916	138	857	197	904	91	570	262	830	224	740	314
事業 区 分 別	保育のみ経営	386	67	331	55	306	80	359	15	286	33	305	81	272	114
	障害のみ経営	195	34	164	31	144	51	165	23	70	70	137	58	121	74
	介護のみ経営	148	14	135	13	133	15	136	8	72	47	125	23	116	32
	複数事業を経営	214	31	181	33	170	44	190	18	111	67	167	47	147	67
	その他	111	5	105	6	104	7	54	27	31	45	96	15	84	27
収 益 規 模 別	5億未満	538	83	468	70	431	107	449	47	286	111	414	124	374	164
	5億以上10億未満	246	41	213	33	196	50	222	15	144	60	194	52	170	76
	10億以上20億未満	142	15	118	24	120	22	118	17	77	40	113	29	101	41
	20億以上30億未満	60	4	55	5	52	8	53	7	27	25	52	8	44	16
	30億以上	68	8	62	6	58	10	62	5	36	26	57	11	51	17

(注1) 厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。

(注2) ㊩第三者評価結果及び㊪苦情処理結果については、「該当無し」の場合（受審していない又は苦情がない場合）があるため、「公表」及び「非公表」の合計数と法人数が一致しない。